

④ 別紙

副 本

令和6年（行コ）第9号 サケ捕獲権確認請求控訴事件

控 訴 人 ラポロアイヌネイション

被控訴人 国ほか1名

被 控 訴 人 第 1 準 備 書 面

令和7年6月5日

札幌高等裁判所第3民事部2係 御中

④

被控訴人ら指定代理人

① 人地

荻 野 文 則



② 邦地

高 橋 成 司



全体代理

梅 田 淳 平



早 川 諒



被控訴人国指定代理人

藤 田 望



加 藤 直 子



笹 岡 淳



安 藤 謙



水 川 明 大



中 村 真 弥



鵜澤 麗 

土方 教義 

鈴木 愛哉 

飯森 一樹 

柿沼 忠秋 

三池 成弥 

木村 聡史 

安野 聡真 

被控訴人北海道指定代理人

小森 康広 

田中 竜平 

玉理 和也 

工藤 大樹 

梅谷 一郎 

溝口 敬広 

西部 靖彦 

大島 あい 

齊藤 義裕 

安達英紀梅田

御園昭梅田

黒川直記梅田

(目次)

第 1	本件無効確認の訴えが不適法であること	5
1	控訴人の主張の要旨	5
2	被控訴人らの反論	5
(1)	本件無効確認の訴えが法律上の争訟に当たらないこと	5
(2)	本件無効確認の訴えに確認の利益が認められないこと	6
第 2	控訴人が主張する憲法、条約、慣習法及び条理等は、いずれも本件漁業権を根拠づけるものではないこと	8
1	控訴人の主張の要旨	8
2	被控訴人らの反論	8
(1)	はじめに	8
(2)	社会権規約 15 条 1 について	8
(3)	人種差別撤廃条約について	9
(4)	先住民族宣言について	10
(5)	小括	11
第 3	水産資源保護法 28 条の立法事実が存在せず同条によるさけ捕獲の禁止が必要性及び合理性を欠く旨の控訴人の主張に理由がないこと	12
1	控訴人の主張の要旨	12
2	被控訴人らの反論	12
(1)	内水面におけるさけの採捕を一律に禁止する水産資源保護法 28 条に必要性及び合理性があること	12
(2)	人工ふ化放流事業に関する実態が水産資源保護法 28 条の必要性及び合理性を左右するものではないこと	13
(3)	控訴人の主張には理由がないこと	16

被控訴人らは、本準備書面において、控訴人の令和7年3月11日付け準備書面(1)(以下「控訴人準備書面(1)」という。)に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語については、従前の例による。

第1 本件無効確認の訴えが不適法であること

1 控訴人の主張の要旨

控訴人は、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)28条が控訴人の原判決別紙漁業権目録記載の漁業に関する限り無効であることを確認するとの本件無効確認の訴えについて、本件漁業権確認の訴えと本件無効確認の訴えとは要件が異なるにもかかわらず、本件漁業権確認の訴えの方がより適切であるとの恣意的な判断によって本件無効確認の訴えを却下した原判決は違法であるなどと主張する(控訴人準備書面(1)第1・1ないし7ページ)。

2 被控訴人らの反論

(1) 本件無効確認の訴えが法律上の争訟に当たらないこと

控訴人の上記主張は、本件無効確認の訴えに確認の利益がないとした原判決を非難するものと思われるが、本件無効確認の訴えは、結局、控訴人と被控訴人らとの間における具体的な紛争を離れて、水産資源保護法28条の規定が無効であるか否かの判断を求めるものに帰するから、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たらず、不適法であって、そもそも確認の利益の有無をいう前提を欠くものである¹。

この点、控訴人は、同条が一律に内水面でのさけ採捕を禁止し、漁業の免許又は農林水産大臣若しくは都道府県知事の許可を受けずに内水面でさけを

¹ 東京高等裁判所平成27年(行コ)第445号同28年4月26日判決は、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)が無効であることの確認を求める訴えは、法律上の争訟に当たらず、不適法であると判断して、同訴えを却下した原判決(東京地方裁判所平成26年(行ウ)第143号・同27年11月18日判決)は相当であると判断して控訴棄却の判決をし、同判決は、最高裁判所平成28年(行ツ)第273号、同年(行ヒ)第317号・同年12月21日第二小法廷決定(上告棄却、上告不受理決定)により確定した。

採捕した場合の罰則規定が置かれているという点を強調し、控訴人がさけを捕獲すれば、直ちにそれが「密漁」として刑事罰の対象になるという意味で具体的な権利義務に関わる争いとなり、法律上の争訟に当たると主張するようである(控訴人の2023年5月9日付け請求の趣旨の追加的変更申立2、3ページ、2021年6月10日付け原審準備書面(2)2ないし4ページ)。

しかしながら、水産資源保護法28条本文は、「内水面においては、溯河魚類のうちさけを採捕してはならない。」と規定するのみであり、行政庁の処分を待つことなく特定の法律効果を直接的に発生させるものでないことはもとより、特定の者に対してのみ効果を生じさせ又はそれを目的とするものでもなく、一般的抽象的な規範を定立する法律にすぎないもので、これは控訴人が指摘する罰則規定の存在を前提としても同様であるから、控訴人の上記主張は理由がない。

よって、本件無効確認の訴えは、確認の利益について検討するまでもなく、法律上の争訟に当たらず、不適法であって、却下されるべきである。

(2) 本件無効確認の訴えに確認の利益が認められないこと

ア 確認の訴えは、特定人の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために当該特定人と相手方との間の法律関係の存否等について既判力をもって確定するものであるところ、確認の対象は論理的には無限定に存在し得るから、訴訟制度が具体的事件の紛争の解決を目的とすることに照らし、いかなる内容の確認の訴えであっても許容されることにはならず、確認の利益があること、すなわち、判決の既判力をもって法律関係の存否等を確定することが、特定人の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切であることが必要である(三木浩一ほか・民事訴訟法〔第4版〕367ページ等参照)。

そして、一般に、法律が有効又は無効であること自体は、当該法律それ自体が特定人に対する具体的効果を生じさせる行政処分の性質を有する

といった例外的な場合を除き、確認の訴えの対象とならないと解されているところ（なお、秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕66ページ参照）、仮に本件無効確認が法律上の争訟に当たるとしても、水産資源保護法28条が特定人に対し具体的効果を生じさせるようなものでないことは前記(1)のとおりであるから、上記例外的な場合には当たらず、同条の有効又は無効は確認の訴えの対象となるものではない。

しかも、本件無効確認の訴えは、一定の漁業権が控訴人に認められ、かつ、同条がそうした漁業権を侵害するものであることを前提に、原判決別紙漁業権目録記載の漁業に関する限り同条が無効であることの確認を求めるものであるから、結局、本件無効確認の訴えと本件漁業権確認の訴えとは、いずれも、控訴人が本件漁業権を有することを前提とする訴えであるとみるほかない。そして、法令により控訴人の具体的な権利（本件漁業権）又は法的地位（本件漁業権に基づく漁業を行うことができる地位）が侵害されているというのであれば、その権利又は地位の確認を求めることが、控訴人の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切であることは明らかであるから²、本件漁業権確認（又は本件漁業権に基づく漁業を行うことができる地位の確認）という形で権利（又は地位）の確認を求める訴えと本件無効確認の訴えを比較するのであれば、本件漁業権確認の訴えの方が有効かつ適切であるということが出来る。したがって、本件無効確認の訴えは、対象選択を誤ったものとして確認の利益が認められない。

イ これに対し、控訴人は、控訴人に本件漁業権が認められない場合であっても、一定の要件を満たせば本件無効確認の訴えが認容される関係にある

² 「たとえば、法令の解釈に関する通達や行政指導が争われる場合、通達・行政指導の違法（無効）確認ではなく、法令上の地位の確認を求めることが可能である。」と指摘されている（村上裕章「行政訴訟の解釈理論」221ページ）。

から、本件無効確認の訴えには確認の利益が肯定される旨主張するが（控訴人準備書面(1)第1の4及び5・4ないし6ページ）、上記アのとおり、本件無効確認の訴えが、控訴人に本件漁業権が認められ、かつ、この本件漁業権が水産資源保護法28条によって侵害されることを前提とした訴えであることは明らかであるから、控訴人の主張は失当というほかなく、このことは原判決も正当に判示するところである（原判決第5の5(2)・43及び44ページ）。

ウ よって、本件無効確認の訴えは、確認の利益を欠くことが明らかで、この点でも不適法であるから却下されるべきである。

第2 控訴人が主張する憲法、条約、慣習法及び条理等は、いずれも本件漁業権を根拠づけるものではないこと

1 控訴人の主張の要旨

控訴人は、「先住民族である控訴人のサケ捕獲の権利は」「被控訴人国が批准・加入した国際条約及び我が国憲法によって法的に保障された権利である」（控訴人準備書面(1)第3・13及び14ページ）などと主張し、控訴答弁書における被控訴人らの主張を論難する（控訴人準備書面(1)第3ないし第6・13ないし37ページ）。

2 被控訴人らの反論

(1) はじめに

控訴人が主張する条約等が本件漁業権を根拠づけるものでないことは、被控訴人らにおいて繰り返し述べたとおりであり、このことは原判決も正当に判示するところである（原判決44ないし53ページ）。控訴人準備書面(1)における控訴人の主張は、従前の主張を繰り返すものであるが、以下、必要に応じて従前の主張を補足する。

(2) 社会権規約15条1について

控訴人は、「自由権的側面を有し裁判規範性を有する社会権規約15条により、被控訴人らに対し、サケ捕獲という文化的習慣の実践及びサケという文化的物資へのアクセスを妨害しないことを求める権利が保障されている」(控訴人準備書面(1)第3の1(2)イ・16ページ)と主張する。

しかし、原審被告ら第5準備書面第1の1(2)イ(8及び9ページ)及び原審被告ら第9準備書面第2の3(2)イ(12ページ)で述べたとおり、社会権規約15条1は、「この規約の締約国は、すべての者の次の権利を認める。」として「文化的な生活に参加する権利」を掲げているが、同規定は、文化的な生活に参加する権利を規定するにとどまり、「漁業権」を保障することまでを締約国に義務づけるものではない。

この点について、原判決も「本件漁業権のような財産権の行使についての可否、範囲、条件等は、締約国における自然環境、当該資源が置かれている状況、食糧事情等の諸条件を踏まえた立法政策や公共用物に係る管理政策等に委ねざるを得ないものである」、「社会権規約15条及び一般的意見21の文言等を踏まえても、同条が公法的支配管理の及ぶ河川において先住民族が伝統的な活動の範囲を超えて排他的に漁業を営む権利を当然に認めているとまでは解することができず、その他社会権規約上かかる権利が認められると解すべき根拠があるとはいえない」(原判決第5の6(2)ウ・49ページ)と正当に判示するところである。

(3) 人種差別撤廃条約について

また、控訴人は、「人種差別撤廃条約についても(中略)国内法において直接適用され」(控訴人準備書面(1)第3の1(2)ウ・16及び17ページ)るから、「先住民族の天然資源利用の権利が保障されている」と主張する(被控訴人準備書面(1)第3の4・21ページ)。

しかし、原審被告ら第5準備書面第1の1(2)ウ(9ページ)及び原審被告ら第9準備書面第2の3(2)ウ(13ページ)で述べたとおり、水産資源保護

法28条は、アイヌの人々であるか否かを問わず、免許又は許可のない限り、一律に内水面におけるさけの採捕を禁止するというものであって、アイヌの人々を差別し、「平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有する」（人種差別撤廃条約1条1）ものではないから、人種差別撤廃条約に抵触するようなものではないし、同条約が先住民族の天然資源利用の権利を保障するなど、さけ捕獲権を保障することを締約国に義務づけるものではないことは明らかである。

この点について、原判決も、「人種差別撤廃条約5条及び先住民に関する一般的勧告23の文言等を踏まえても、同条が公法的支配管理の及ぶ河川において先住民族が伝統的な活動の範囲を超えて排他的に漁業を営む権利を当然に認めているとまでは解することはでき」ない（原判決第5の6(2)エ・50ページ）と正当に判示するところである。

(4) 先住民族宣言について

さらに、控訴人は、先住民族宣言について「日本の裁判所においても司法判断の指針として、活かしていくべきことは当然である」（控訴人準備書面(1)第3の1(2)エ・17ページ）などと主張して、先住民族宣言が控訴人のさけ捕獲の権利を基礎づける裁判規範であるかのように主張する。

しかし、原審被告ら第5準備書面第1の1(2)ア（8ページ）及び原審被告ら第9準備書面第2の3(2)ア（12ページ）で述べたとおり、先住民族宣言のような国連総会決議は、国連加盟国に対する法的拘束力を有するものではなく、ましてや裁判規範でないことは明らかであるから、上記控訴人の主張は失当である。

また、先住民族宣言26条3は、「国は、1及び2に掲げる（引用者注：先住民族が伝統的に所有し、占有し、又は他の方法で使用し、若しくは取得してきたもの及び先住民族が伝統的に所有し、他の方法で伝統的に占有し、若しくは使用することにより保有し、又は他の方法で取得したもの）土地、領

域及び資源について、法的に認め、及び保護する。この場合において、関係する先住民族の慣習、伝統及び土地に係る権利についての制度を十分に尊重して認めるものとする。」と宣言する（乙第10号証の1・2）ところ、控訴人が本件内水面を所有、占有又は使用若しくは取得しているかはおくとしても、被控訴人国は、アイヌ施策推進法を制定した上で、アイヌの人々が、儀式等の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するため、内水面におけるさけ採捕の許可を受ける際には、一般の特別採捕許可を受ける場合よりも手続を簡素化するなどの措置を講じている（同法17条）のであって、先住民族宣言が、このような伝統的な活動のための手続簡素化の措置を超えて本件漁業権を控訴人に認めることまで求めているとは、その文言に照らしても到底考えられない。

この点について、原判決も、「先住民族宣言の文言等を踏まえても、これが公法的支配領域の及ぶ河川において先住民族が伝統的な活動の範囲を超えて排他的に漁業を営む権利を当然に認めているとまでは解することができない」（原判決第5の6(2)オ・51ページ）と正当に判示するところである。

(5) 小括

したがって、控訴人の上記各主張は、いずれも理由がなく、控訴人が自らの主張の根拠として引用する種々の判例等も、以上の結論を左右するものではないことは明らかである。³

³ これらのほか、控訴人は、「ビジネスと人権」作業部会の報告書についても述べるが、同報告書が我が国に法的拘束力を有するものでないことは控訴答弁書第4の2(1)*1（15ページ）で述べたとおりであり、国連人権高等弁務官事務所職員も、控訴人代理人からの照会に対し「国連ビジネスと人権作業部会の報告書は、独立した専門家の見解と分析を反映したものであり、国際法上の拘束力はないことはその通りです。」（甲第109号証の4・1枚目）と回答しているところである。

第3 水産資源保護法28条の立法事実が存在せず同条によるさけ捕獲の禁止が必要性及び合理性を欠く旨の控訴人の主張に理由がないこと

1 控訴人の主張の要旨

控訴人は、「計画数を超えてサケを捕獲し、それらを売却しているサケ増殖事業の実態は、資源を枯渇させることなく河川で捕獲出来るサケの魚体数がかなりあることを示している」のであって、「実際には、河川でのサケ捕獲を一律に禁止することとそれによってサケ資源が保護されることとの間の因果関係は不明」であり、「同法（引用者注：水産資源保護法）28条の立法事実は存在しないことが明白である」などとして、同条の規定が必要性及び合理性を欠く旨主張する（控訴人準備書面(1)第8の2(3)・49及び50ページ）。

2 被控訴人らの反論

(1) 内水面におけるさけの採捕を一律に禁止する水産資源保護法28条に必要性及び合理性があること

ア 控訴答弁書第4の3(1)イ(20ないし25ページ)で述べたとおり、さけは、河川で産卵し、ふ化した稚魚は、降海して広範な回遊を行いながら成魚となり、生まれた河川を中心に回帰溯上して産卵し、その一生を終えるという特性を持つ魚である。そして、このような特性を持つさけについては、河川に溯上した親魚を産卵前に採捕すれば、その河川から発生する次の世代の再生産が途絶えることとなること、さけは、そのような特性を有し、遺伝的に地域性のある魚であるから、一部の地域や対象に限定してさけの採捕を禁止することでは、さけ資源保護の目的を達成することは困難であることなどから、さけ資源の枯渇を回避するためには、産卵前の親魚が採捕されることのないように、内水面におけるさけの採捕を原則として禁止する必要があるというべきであり、水産資源保護法28条において、原則として、河川等の内水面におけるさけの採捕を地域や対象を限定する

ことなく一律に禁止したことは、以上の立法趣旨に基づくものである。

そして、現在まで、以上の水産資源保護法 28 条の立法趣旨が失われたことはなく、そのため同条の規定は、必要性及び合理性を有するものというべきであり、この点は、原判決も、「さけの特性及び同条（引用者注：水産資源保護法 28 条）の趣旨・目的等を踏まえれば、同条によるさけの採捕の規制には合理性があると解される」と正当に判示するところである（原判決第 5 の 6 (3)・54 ページ）。

イ 現に、日本におけるさけの来遊数（日本沿岸の海面で捕らえた沿岸漁獲数と内水面で捕らえた河川捕獲数の合計）は、平成 8 年の約 8900 万尾をピークに令和 6 年は約 1800 万尾と大きく減少しており（乙第 50 号証）、近年における減少の原因としては、日本沿岸やオホーツク海における海水温の上昇や近年増加したスケトウダラによるさけ幼稚魚の被食減耗が指摘されているところであるが（乙第 51 号証）、こうしたさけの資源をめぐる立法当初に存在しなかった事情も考慮すれば、我が国の貴重な水産資源であるさけの資源量確保のため、水産資源保護法 28 条をもって内水面におけるさけ採捕を禁止することは、今なお必要性及び合理性が認められる。

(2) 人工ふ化放流事業に関する実態が水産資源保護法 28 条の必要性及び合理性を左右するものではないこと

ア 人工ふ化放流事業と水産資源保護法 28 条との関係等

原審被告ら第 6 準備書面第 2 の 2 (2) ア（9 及び 10 ページ）で述べたとおり、さけの人工ふ化放流事業は、さけ資源の保護のため、その培養を目的として実施されているものであるが、水産資源保護法 28 条は、人工ふ化放流事業とは別に、さけ資源の保護のため、採捕による枯渇を防止する目的で、河川に溯上したさけの採捕を原則として一律禁止するものである。人工ふ化放流事業も内水面におけるさけ採捕の規制も、水産資源保護法 4

節（溯河魚類の保護培養）に規定され、広くさけ資源保護という目的のために行われているものであるが、人工ふ化放流事業（同法２３条、２４条）がさけ資源の保護培養を目的とする一方、内水面におけるさけ採捕の規制（同法２８条）はさけの採捕による資源の枯渇防止を目的としているもので、両者の目的は異なり、一方が他方の目的、手段になるという関係は存在しない。

したがって、控訴人が、人工ふ化放流事業の成果や実態をもとに、水産資源保護法２８条の立法事実が存在しないとか、失われたなどと主張することは、全く当を得ないもので、明らかに誤っている。

イ 人工ふ化放流事業の概要等

前記アの制度間の関係の点をおくとしても、控訴人の主張からは、人工ふ化放流事業について、大きく誤解しているか、あえて曲解していることがうかがわれるので、改めて同事業について説明しておく。

控訴答弁書第４の３(１)イ(ア)（２２ページ）において述べたとおり、我が国におけるさけ資源は、人工ふ化放流により維持されている。これは、日本におけるさけの来遊数を見ると、昭和４５年においては６００万尾に満たない数であったのが、人工ふ化放流事業の飼育技術の改善等に伴い、平成８年には約８９００万尾に及んだことなどから明らかである（乙第５０号証、乙第２８号証）。

特に、さけが重要な水産資源である北日本においては、さけ資源の保護培養のため、早くから積極的にさけの人工ふ化放流が実施されている。北海道内においては、北海道が毎年策定する「北海道さけ・ます人工ふ化放流計画」に基づき、全道９地区のさけ・ます増殖事業協会（以下「増協」という。）が人工ふ化放流を実施している（乙第５２号証）。

北海道内におけるさけの放流数は、昭和５５年以降、毎年１０億尾前後で一定となっている（乙第４８号証）。これに対し、北海道におけるさけの

来遊数は、海水温の上昇といった海洋環境の変化等により、平成16年の約6000万尾をピークに令和6年は約1800万尾と大きく減少しているもので(乙第50号証、乙第51号証)、さけ資源の継続的かつ安定的な確保につなげるため、現在行われているさけの人工ふ化放流事業を継続することは重要であり、そのために安定的に親魚を捕獲することの必要性は、近年ますます大きくなっているといえることができる。

ウ さけ親魚の捕獲計画数と捕獲実績数について

(ア) 北海道さけ・ます人工ふ化放流計画における計画捕獲数は、人工ふ化放流用の稚魚の生産に必要な(成熟した)親魚の最小限の数を想定している。しかし、実際には、ふ化放流に適さない未成熟の卵を有する親魚もあり、毎年の成熟状況も異なることから、人工ふ化放流事業の維持に必要な稚魚を確保するには、人工授精に適した親魚や良質な卵を選抜する必要があることなどもあって、当初の計画数を上回る捕獲をすることを許容している。反対に、河川に溯上する親魚の魚体数が少ないなどのため、親魚漁獲数が計画数に満たないこともある。

人工ふ化放流事業のために捕獲した親魚のうち、人工授精後の魚体、人工授精に適さない魚体等は適切に処分しているところ、これらの売却収入は、人工ふ化放流事業の継続実施のため、同事業費の確保に充てられている。(以上につき、乙第53号証)

(イ) 実際、北海道におけるさけ親魚の捕獲状況の推移を見ると、一時的に捕獲数が計画を上回る地区もあれば、計画を下回る地区もある(乙第54号証)。

各増協の状況を具体的に見ると、北見管内の増協における令和5年度(年度は当年4月1日から翌年3月31日までを意味する。以下同じ。)のさけ親魚の捕獲計画数は25万5500尾であったのに対し、捕獲実績数は約165万尾であり、捕獲実績数は捕獲計画数の約6.5倍に達

した（乙第55号証10ページ）。これは、令和5年の秋さけの河川溯上が高水準で推移したことによる影響もあるが、採卵数については、採卵計画数2億1790万粒に対し、採卵実績数は2億5028万5000粒と、採卵実績数は採卵計画数の約1.1倍を確保するにとどまった（乙第55号証⁴10ないし13ページ）。

一方、十勝釧路管内の増協における親魚捕獲数は、令和元年度から令和3年度にかけて計画数を大きく下回った⁵。その後、令和5年度は捕獲計画数22万8500尾に対して捕獲実績数22万9978尾とほぼ計画どおりの実績であったが（乙第54号証）、オスの比率が高く、メスが少なかったため種卵確保数は計画を下回り、漁業者による自主規制や他管内からの種卵の購入などの手段を尽くしたものの、種卵確保数は、計画数約2億0964万粒に対して実績数約2億0656万粒と計画を若干下回る結果となった（乙第56号証8ページ）。なお、令和5年度の財務運営については、世界情勢による物価の上昇による餌の原料価格の高騰、動力費の値上げの影響を受けて赤字となっている（乙第56号証7ページ）。

このように、さけ親魚の捕獲状況は、地区及び年度により様々であるから、一時的、局地的に計画数を大きく超えて捕獲された地区・年度があることをもって、人工ふ化放流事業がさけ資源の維持に寄与していることを否定することは相当でない。

（3）控訴人の主張には理由がないこと

ア 人工ふ化放流事業の実態からは、資源を枯渇させることなく河川で捕獲

⁴ 乙第55号証11ページ表中の採卵数実績合計数「259,285」は「250,285」の誤りである。

⁵ 令和元年度は捕獲計画数27万2200尾に対して捕獲実績数19万7417尾（達成率72.5パーセント）、令和2年度は捕獲計画数23万6000尾に対して捕獲実績数12万1262尾（達成率51.4パーセント）、令和3年度は捕獲計画数23万2200尾に対して捕獲実績数6万2256尾（達成率26.8パーセント）となっている（乙第54号証）。

できるさけの魚体数があることが認められるとの主張について

控訴人は、人工ふ化放流事業を通じて内水面において少なくないさけが漁獲されていることなどから、資源を枯渇させることなく河川で捕獲することができるさけの魚体数が相当量存在するとし、そのために、水産資源保護法２８条の立法事実が存在せず、同条による採捕規制には必要性及び合理性がない旨主張する（控訴人準備書面(1)第８の２(2)ア・４３ページ、同(3)・４９及び５０ページ）。

しかし、前記(2)ウ(ア)のとおり、人工ふ化放流事業においては、捕獲実績数が捕獲計画数を上回ることはあるものの、毎年の河川溯上するさけの魚体数や成熟状況といった不確実な事由がある中で、人工ふ化放流に必要な稚魚を確保するため、人工授精に適した親魚や良質な卵を選抜する必要があるなどの理由によるもので、資源を枯渇させることなく河川で捕獲することができる魚体数があることを示すものではない。捕獲した親魚のうち、人工授精後の魚体、人工授精に適さない魚体等を処分していることについても、飽くまで同事業の適切な運営のために必要な量の親魚を捕獲し、その結果生じたものにすぎず、営利を目的とするものではないし、控訴人が主張するように、余剰分が存在することを示すものでもない。

また、前記(2)イのとおり、北海道においては、人工ふ化放流事業により毎年１０億尾前後の稚魚が放流されているところ、さけを継続的かつ安定的に捕獲することができるのは、同事業が適切に行われているからにほかならず、同事業を適切に行うためには、稚魚の生産に必要な良質かつ十分な量の種卵の確保及びそのために必要な十分な量の親魚の確保が必要不可欠であるのに対し、内水面において自由にさけ漁をすることを許せば、人工ふ化放流事業において確保できる親魚を大幅に減少させるおそれがあり、同事業の実施ひいてはさけ資源に深刻な影響を及ぼすことが容易に想定される。

以上のとおり、人工ふ化放流事業における漁獲実績数や同事業に係る親魚や内臓物を処分していることをもって、資源を枯渇させることなく河川で捕獲することができるさけの魚体数が相当量存在することが示されており、水産資源保護法28条の立法事実がないとする控訴人の主張は、理由がない。

イ 人工ふ化放流事業における親魚捕獲計画数が売却による収入確保を見込んだものであるという主張について

控訴人は、十勝・釧路管内の増協における令和5年度のさけ親魚の捕獲実績数が捕獲計画数とほぼ同じであるから、本来、販売できる不要な卵は僅少なはずであるにもかかわらず、少くない量の内臓物が販売されていることからすると、捕獲計画自体が売却による収入確保を見込んだものと考えられる旨主張する（控訴人準備書面(1)第8の2(2)イ・45ないし47ページ）。

しかし、上記アのとおり、人工ふ化放流事業において、人工授精に適さない魚体や卵、人工授精後の魚体を処分していることは、飽くまで同事業の適切な運営のために必要な量の親魚を捕獲し、人工授精に適した親魚や良質な卵を確保した結果生じたものにすぎない。前記(2)ウ(ア)のとおり、不要親魚等の売却による事業収入は、人工ふ化放流事業の事業活動費に充当することとされており、全て同事業の継続実施のために用いられているもので、増協が営利目的のために販売しているということとはできない。

したがって、捕獲計画自体が売却による収入確保を見込んだものであるとの控訴人の主張は理由がない。

ウ 人工ふ化放流事業が多額の売上収益を上げている事実が不公平であるとの主張について

控訴人は、「アイヌ集団が自らの権利として河川でのサケ漁を禁止されている一方で、サケ増殖事業の名の基に北海道での合計額として16億円も

の売り上げ利益を挙げている事実は公平ではなく、極めて不公正である。」などと主張する（控訴人準備書面(1)第8の2(3)・49ページ）。

しかし、前記(2)のとおり、人工ふ化放流事業によるさけの捕獲は、さけ資源の継続的かつ安定的な確保といった公益を目的とするもので、また、その売上げも上記目的を有する上記事業に用いられるものであって、営利を目的とするものではない。一方で、控訴人が主張する本件漁業権は控訴人又は控訴人を構成する者の財産権の側面を強く持つものである。

したがって、両者を比較することは相当ではなく、これを比較して不公平であるとか不公正であるなどと評価すること自体が失当である。

エ 小括

以上によれば、水産資源保護法28条の立法事実が存在せず、同条の規定に必要性及び合理性がないとの控訴人の主張は理由がない。

以 上